

域が都市域であるか、又は田園地域であるか、という点も拡散場の特性に影響する。都市域は、密集した様々な高さを持つ建築物や道路等により覆われていることから、地表面が複雑な状況にあり、また、活発な産業活動による廃熱の放出が盛んであることから、大気汚染物質の拡散が大きくなる。都市域にヒートアイランドが発生する場合、閉鎖的な循環が生ずる可能性も存在する。都市域、田園地域の区分は土地利用状況によって判断する。

植物は大気汚染の影響を受けやすいことから、その種類・構成及び分布を把握する必要がある。主たる植物（植生）や学術上あるいは自然環境の保全の見地から貴重であると考えられる植物群落等の把握を行う。農地・林地も同様に植物種の種類や分布を把握しておく。地域の特産品や主たる生産物については、大気汚染に対する脆弱性についての検討が必要である。

人口は地域の社会的特性を特徴付ける基本的な事項であるとともに、その居住分布が計画地点との位置関係において、大気汚染の影響を考える上で重要である。人口動態の経年的な変化、居住分布の推移を調査して、自治体等の将来計画等も考慮した上で事業実施時の状況を想定する。農林水産業や鉱工業、商業などの地域の産業の動向についても同様に把握する。鉱工業や運輸の状況については、大気汚染の発生源としての意味も大きく、事業実施時におけるバックグラウンド条件を推定する基礎資料である。学校や病院、文化財、レクリエーション施設など大気汚染の影響を受けやすい集団の分布を把握する。

(4) 発生源の状況

大気汚染の発生源としての工場・事業場等の調査を行う。対象地域内の道路の分布や交通量、港湾や飛行場を把握する。また、地域内の発生源のほか、周辺からの大気汚染物質の移流を考慮して、大規模な排出源や道路等については広範囲にその状況を調査する。

発生源の位置、排出する大気汚染物質の種類と量、経年的な推移と将来の状況などを調べる。周辺地域については、卓越風などを考慮して調査する対象範囲を決定する。高濃度が生じた測定局の周辺にある発生源については、測定局との位置関係などを調査する。

発生源の状況に係る文献その他の資料は、次のとおりである。

- ①工場・事業場：「工場・事業場の大気汚染物質排出量に係る資料」（各地方公共団体）
- ②自動車：「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省）
- ③船舶：「港湾統計」（港湾管理者）
- ④航空機：「機種別発着数」、「飛行経路図」（空港管理者）
- ⑤民生：「国勢調査」（日本統計協会）
「事業所統計」（各地方公共団体統計部署）

(5) 法令・基準

環境関係法令及び条例、環境基準及び排出基準、条例に基づく規制基準、土地利用上の指定地域や各種法令による地域指定状況を把握する。また、公害防止計画や都市計画に関連する諸施策や将来計画についても把握する。

4 調査範囲

一般的には、対象事業の実施により大気汚染物質濃度があるレベル以上変化する範囲を含む区域とする必要があり、対象事業の規模や内容によって変化する。予測の不確かさや地域特性に配慮し、安全サイドの考え方から広めにとることになる。

地域概況調査、現況調査及び予測評価の範囲は、調査や予測の結果により影響範囲が明らかになるに従い、必要に応じて適切な範囲に修正していく。既存資料調査が主になる地域概況調査では、資料が行政単位で整備されている場合が多いことから、情報の集積に従って柔軟に調査範囲を修正することになる。

現況の大気汚染物質の汚染レベルが低い場合には、少ない地点での調査で間に合うこともある。この場合、代表性の確保に努める必要がある。逆に汚染レベルが高い場合には、ある程度汚染構造を把握するためにも密な調査地点・内容に関して調査を行う。計画地点との関係では、計画地点の近傍で調査を密に行うことが必要である。

固定発生源の場合、代表的な気象条件及び煙源条件を用いて一般的な拡散式（ブルーム式）によって、試算を行い、得られた最大着地濃度が出現する距離を考慮して設定することができる。

1-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

表1-6に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

表1-6 環境影響評価の項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方

| 環境要素 | 選定に際しての考え方 | 手法の重点化・簡略化 |
|----------|---|---|
| 環境基準項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的には窒素酸化物を選定 ・自動車の走行量等が多い場合や工場・事業場等において、浮遊粒子状物質を選定 ・大量の化石燃料を使用する場合は二酸化硫黄を選定 ・著しく自動車交通量が多い場合等に一酸化炭素を選定 ・ベンゼン、トリクロロエチレン等は使用、発生する場合に選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通の量、使用する燃料の種類及び量、煙突の高さ等に応じ重点化、簡略化 ・大気が滞留しやすい地形等の場合は重点化 ・主として住宅の用に供される市街地内で重点化 ・重機の稼働や工事用車両の走行に伴う二酸化窒素は簡略化 |
| 粉じん | <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事を行う場合に選定 ・解体に伴い石綿の発生が想定される場合、石綿を選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常は、簡略化又は一般的な保全対策で対応。ただし、主として住宅等の集中する市街地内では標準的に実施する。 ・解体に伴い石綿が発生する場合は留意 |
| その他必要な項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質の使用、保管、生成等が想定される場合に選定。非意図的生成物にも留意 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却施設の場合、ダイオキシン類を重点化 ・主として住宅の用に供される市街地内で重点化 |